

平成30年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



©ひがしうらえみ



令和元年（2019年）6月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図るために積極的に「子どもにやさしいまち」を目指す、多治見市子どもの権利条例が施行されて15年となります。

今年度も、子どもの思いを一番に考えた相談活動に取り組んできましたが、子どもの心の声を聴くことの難しさを痛感しました。また、子どもが望む解決の方向、方法が早く見つけ出せず、子どもがつらい状況が長く続くこともありました。

かつて私は、子どもと学習や生活を共にしてきた中で、子どもや保護者の方々から相談を受けたり、また、こちらから相談したりして、その子にとってより良い方向や方法を一緒に探り、実践したり、応援したりしてきました。

そんな経験から感じてきたことの中で、子どもは多くの場合、親をはじめまわりのおとなに喜んでもらいたいという思いを優先するがあまり、自分のつらい思いを言葉に出さないことがありました。子どもの思いとしては当然のことですし、それが子どもの願いの大きな部分となることもあると理解してきました。

相談室で子どもと話をしていると、それらの経験が思い出されることがありました。子どものおとなへの思いが、子どものつらい思いを理解させにくくさせているのではないかと思いました。

相談室では、おとなからの相談から入ることが多くあります。そして、子どもはどんな思いをしているのかを知りたいと思い、話をさせてもらえるようお願いをしています。子どもと話ができたとしても、何らかの理由で自分の思いを言葉でうまく伝える状態でないことや、言葉以外の表現も理解しづらい状況

であることがあります。そのような中で子どもとかかわりを大切にしながら話などをする中で、子どもが望む方向を一緒に明らかにしたり、解決の方法を見つけていったりすることが必要です。

相談室での活動は、子どもの思いを深く受けとめ、尊重しながら、一緒に悩み、探り、解決に向けた地道な取り組みの活動であると思います。そのためには、おとなの相談者との関係性を大切にしながら、相談を続けていくことも大切になります。

おとなであっても、自分の思いをうまくまとめて相手に伝わるように表現することは難しいものかと思えます。話す相手が知らない人であればなおさらです。ましてや子どもは、それぞれ生育状況も違います。そんな中で話ができる関係性ができるまでには、子どもとの継続的な時間と場が必要です。この確保には困難さを伴います。

子どもの緊張した表情が思い出されます。それが、笑顔で学習や生活ができるようになるよう、今後もねばり強く取り組んでいきたいと思えます。また、つらい思いをしている子どもが、ひとりでも多く安心して相談できるような相談者や、場所になるよう努力を重ねていきたいと思えます。

子どもが、安心して毎日の生活をおくることができること、そして、子どもの生命、安全を守ることに繋げるためには、関係機関のご理解、ご協力、ご支援が不可欠です。

関係機関の皆様には引き続き、よろしくお願ひ致します。

平成 31 年 3 月
多治見市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 坂崎 芳範



目 次

はじめに 多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 坂崎 芳範

I 平成30年度の活動状況について

1 相談受付状況	5
(1) 月別延べ相談回数	6
(2) 相談者	6
(3) 学齢・性別相談対象者	7
(4) 相談内容	8
(5) 相談方法	8
(6) 相談時間帯	9
(7) 相談所要時間	10
(8) 相談曜日	11
(9) 対応	11
多治見市子どもの権利相談室カードとリーフレット	12
2 相談事例から	13
3 救済の申立ての状況	15
4 出張相談	16
5 活動報告会の開催	16
6 広報・啓発活動	17

II 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って」	
多治見市子どもの権利擁護委員 安藤 友美	20
「子どもの声に寄り添い関係性を修復する権利擁護活動」	
多治見市子どもの権利擁護委員 伊藤 健治	21
おわりに	22
参考資料	
多治見市子どもの権利に関する条例	25
多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ	29
多治見市子どもの権利擁護委員名簿	30

I 平成 30 年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成 15 年 9 月全国で 4 番目に総合条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定しました。条例に基づき、子どもの権利擁護委員が選任され、平成 16 年 4 月に子どもの権利相談室を設置、開室 15 年が経過しました。

子どもの権利擁護委員は、子どもの最善の利益の確保を目的とし、行政から独立した立場で自ら調査・判断する機関です。それぞれが専門的知識を持つ子どもの権利擁護委員を置くことにより、誰もが安心して相談し、子どもの権利の救済・回復を求めることができます。

平成 22 年には、子どもの権利相談室の愛称を「たじみ子どもサポート」とし、3 名の子どもの権利相談員が、子どもに関する相談を受け、助言や支援を行っています。

1 相談状況

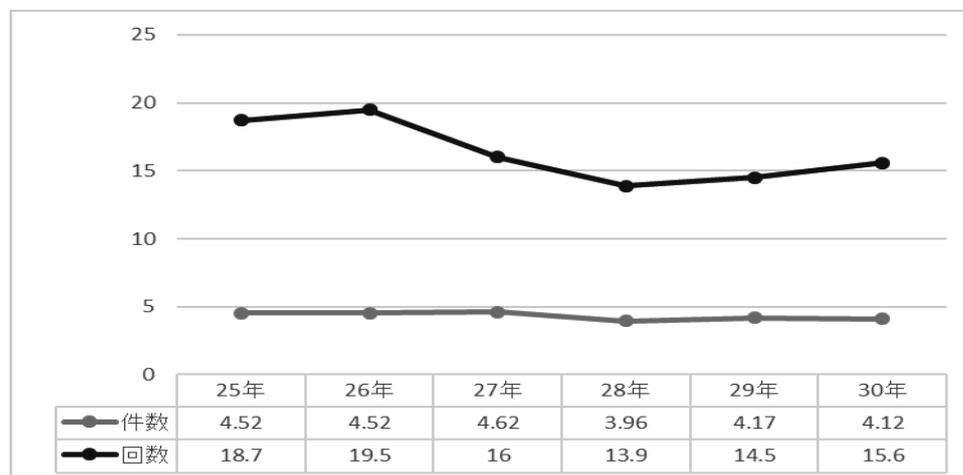
平成 30 年度の相談件数は 72 件（昨年度より 3 件減少）、そのうち昨年度からの継続相談は 33 件、新規相談は 39 件でした。新規相談のうち相談が初回で終了した相談は 5 件でした。子ども本人からの相談件数は 23 件、おとなからの相談件数は 49 件でした。おとなからの相談件数のうち家族からの相談件数は 27 件でした。

延べ相談回数は 272 回（昨年度より 12 回増加）でした。そのうち、子ども本人からの相談回数は 106 回、おとなからの相談回数は 166 回でした。おとなからの相談回数のうち家族からの相談回数は 101 回でした。

1 件当たりの平均相談回数は 3.8 回（前年度 3.5 回）でした。（図表 4）

相談件数・相談回数の経年変化の傾向を見るため、子ども 1000 人当たりの相談件数・相談回数を以下に示しました。（図表 1）

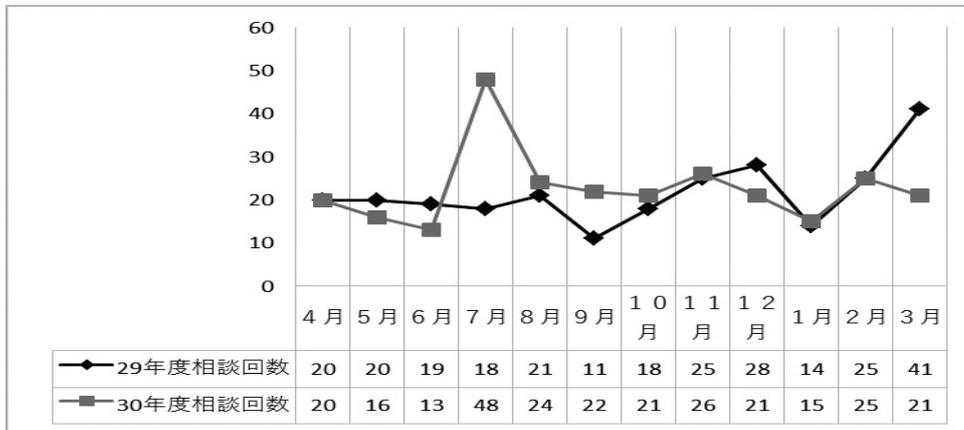
【図表 1】 相談件数・相談回数の経年変化（子ども 1000 人あたり）



(1) 月別延べ相談回数（子ども、おとな）

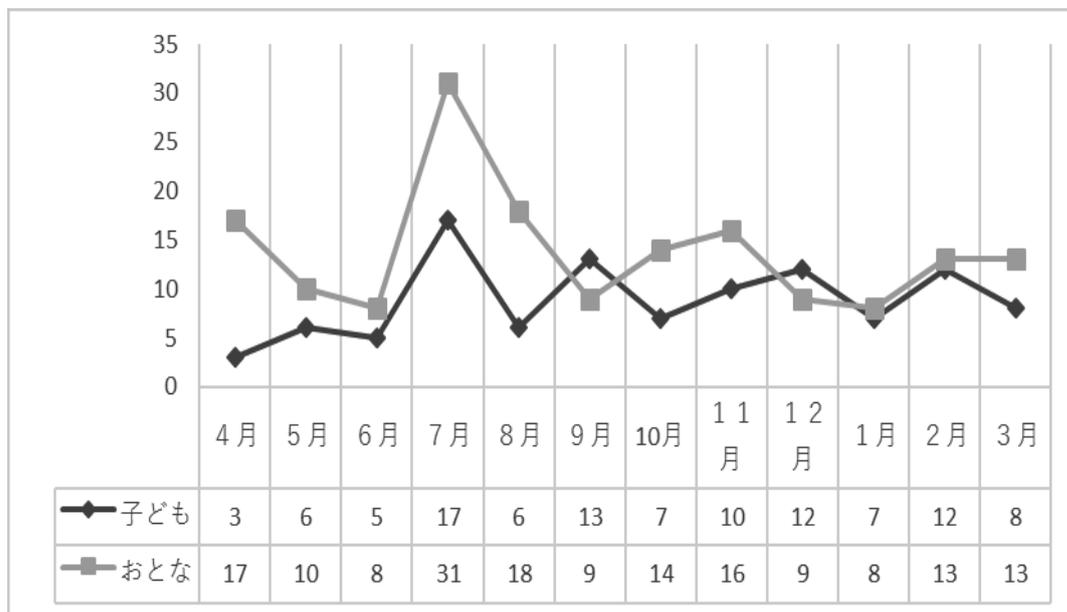
平成 30 年度は、子ども・おとな共に 7 月が多くなっています。3 月が多くなっていた平成 29 年度とは異なる傾向を示しています。（図表 2・3）

【図表 2】平成 29・30 年度月別相談受付（延べ相談回数）



(注)「相談回数」とは延べ相談回数のこと。

【図表 3】平成 30 年度月別延べ相談回数

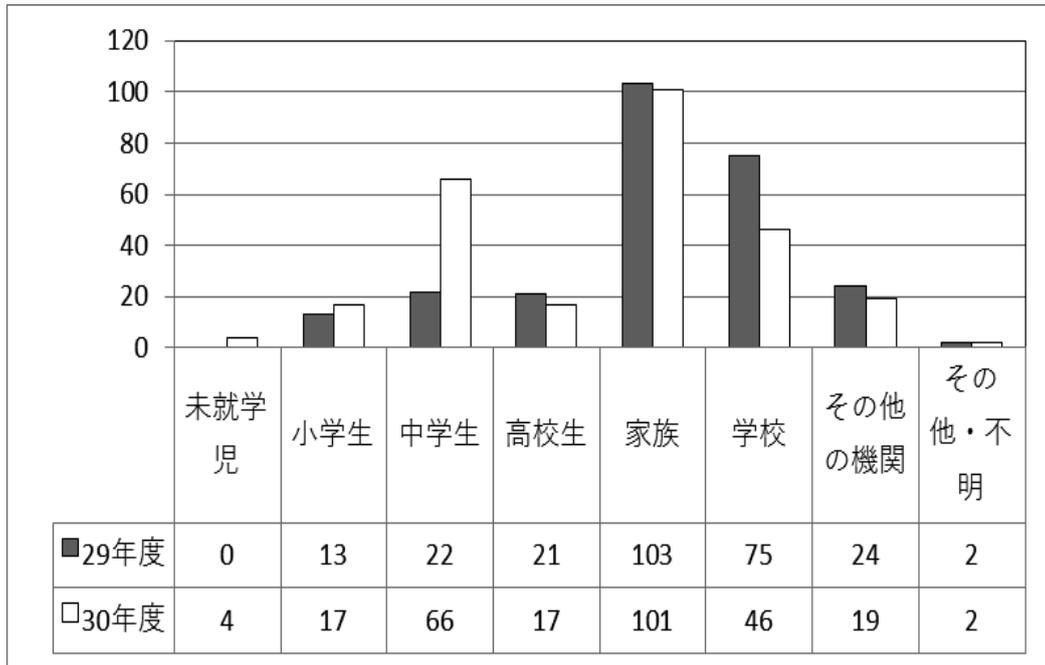


(2) 相談者

家族からの相談 101 回(37%)のうち母親からの相談は 88 回でした。学校関係者は 46 回(17%)でした。

平成 29・30 年度共に、家族からの相談回数が一番多くなっています。また平成 30 年度は中学生からの相談が増加していることが分かります。（図表 4）。

【図表 4】平成 29・30 年度相談者内訳（延べ相談回数）



(注)「未就学児」…おとなと共に来室や電話で相談を受け、子ども本人とも話した。

「学校」…学校訪問で受けた相談も含む。

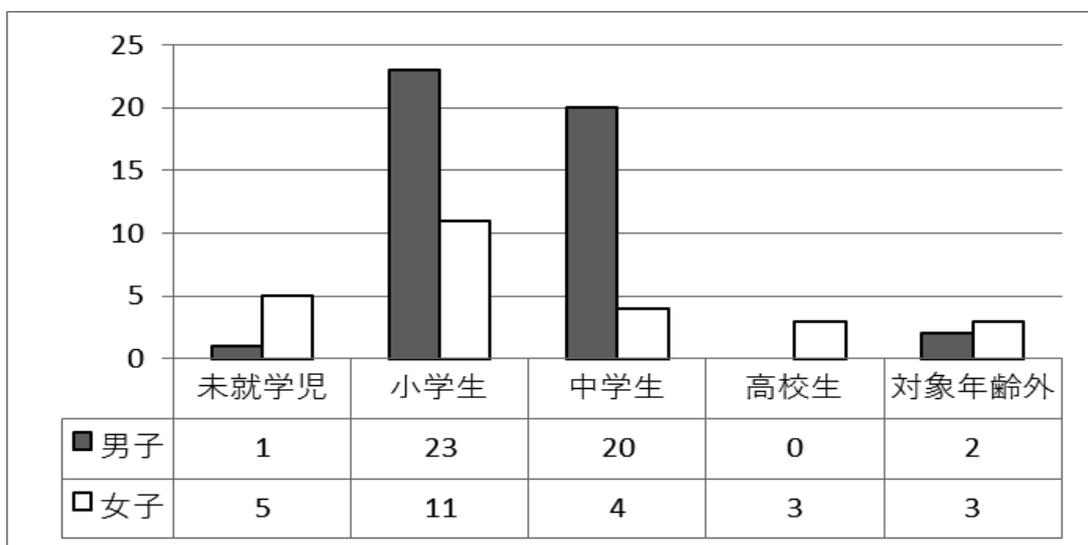
「その他の機関」…児童館・児童センター職員からの相談。

「その他」…平成 29・30 年度それぞれ対象年齢外の子ども本人からの相談。

(3) 学齢・性別相談対象者

相談対象者の学齢別内訳の傾向は平成 29 年度とほぼ同様ですが、高校生に関わる相談が減少しています（昨年度は 8 件）。（図表 5）

【図表 5】平成 30 年度学齢・性別相談対象者（相談件数）



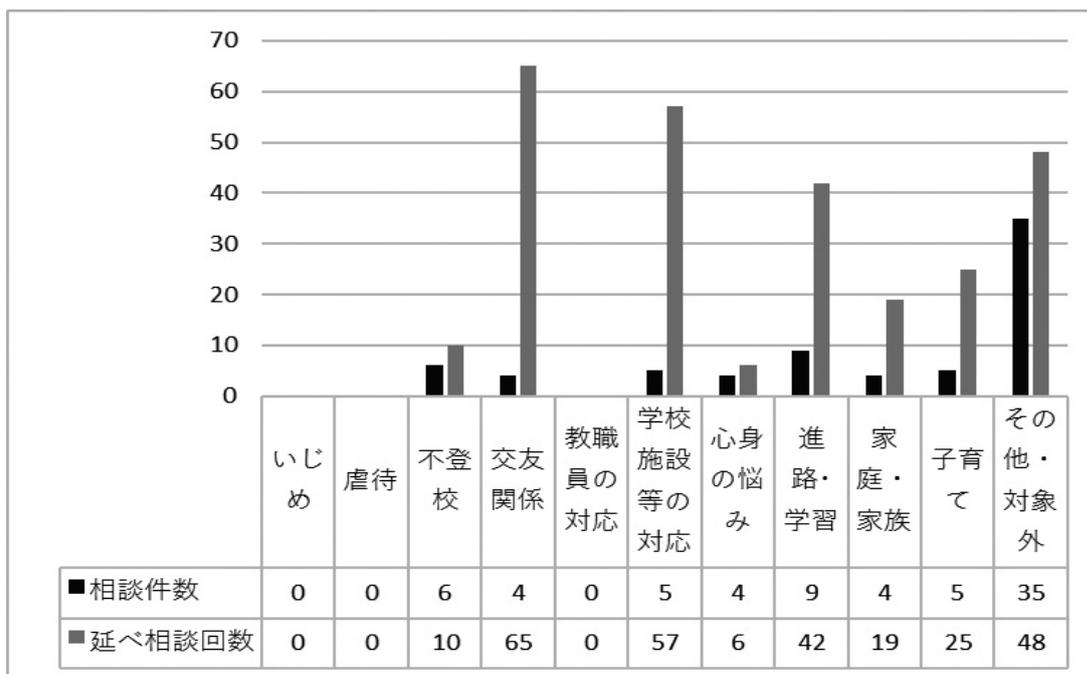
(注) おとな・子ども本人からの相談を含めた、相談の対象となった子どもの人数。

(4) 相談内容

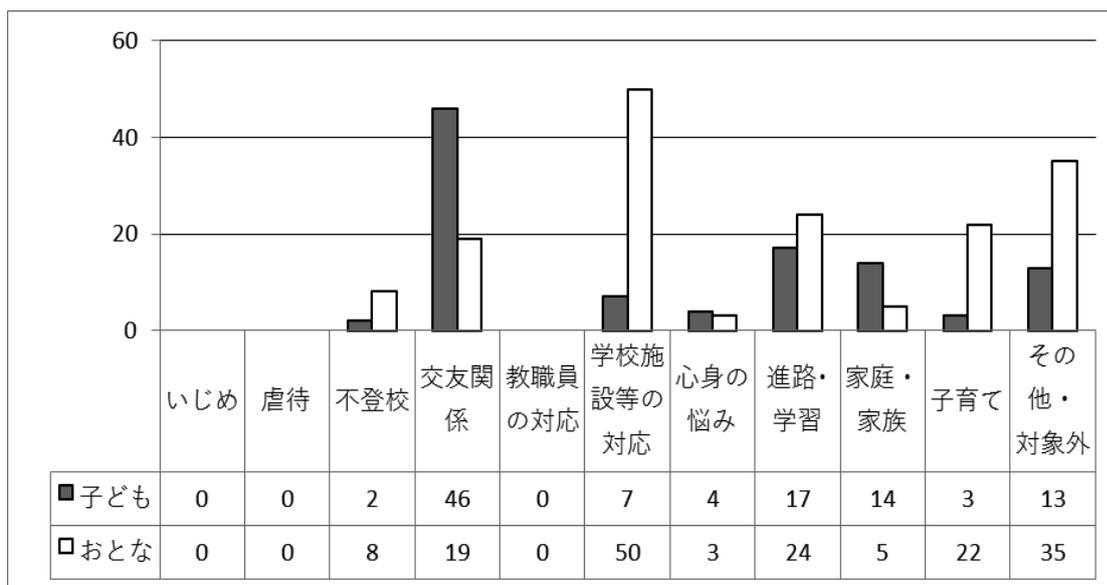
延べ相談回数が最も多い「交友関係」は相談件数が4件であり、1件当たりの平均延べ相談回数は約16回です。(図表6)

「進路・学習」の相談が、子ども本人からの相談だけでなく、おとなにも多く見られました。これは平成26年度から続いている状況です。(図表7)

【図表6】平成30年度相談内容（相談件数・延べ相談回数）



【図表7】平成30年度子ども・おとなの相談内容（延べ相談回数）

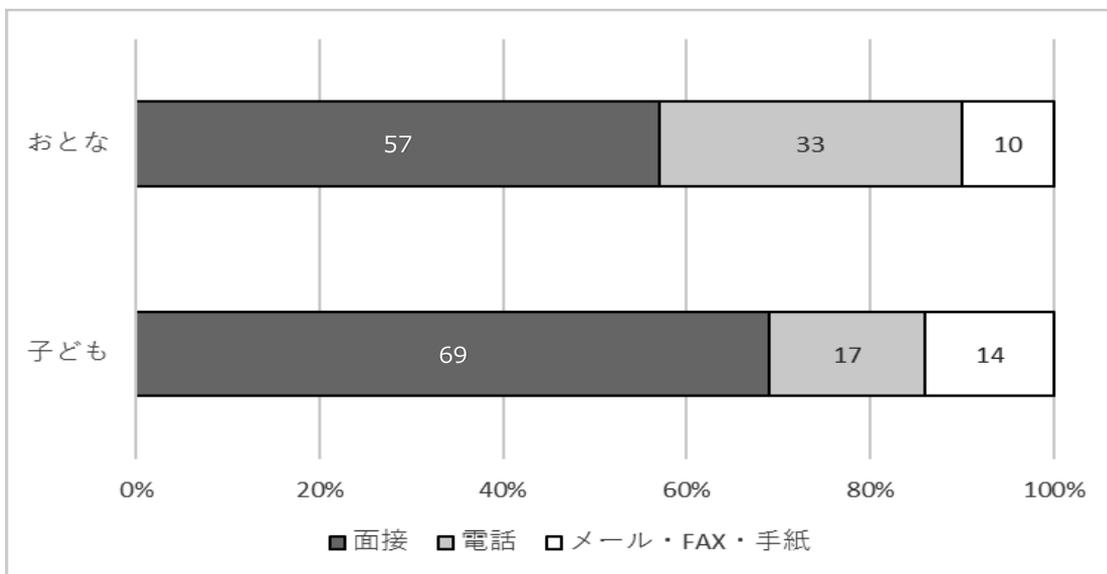


(注)図表6・7の「その他・対象外」…児童館での出張相談に関わり、見守りが必要だと感じた相談のうち、主訴の分類が困難である相談及び、19歳以上からの相談。

(5) 相談方法

子ども・おとな共に相談室での面接の割合が多く、次いで電話の割合が多くなっています。相談室としては、できるだけ相談者にお会いして相談を受けられるよう努めています。

【図表 8】平成 30 年度相談方法（割合）



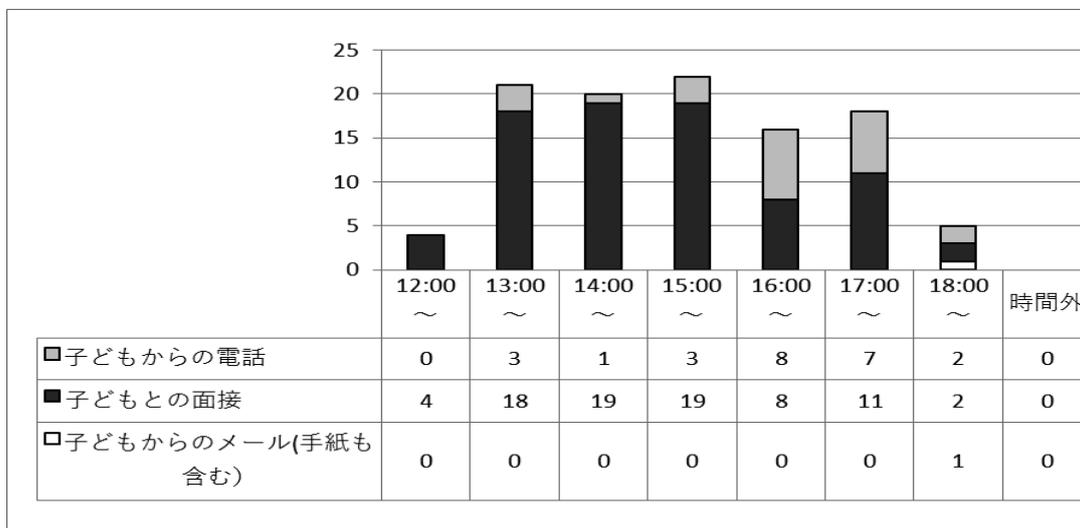
(6) 相談時間帯

12:00～13:00の回数が少ないのは、その時間に開室するのが土曜日のみであるためです（火曜日～金曜日は、13:00～19:00の開室）。

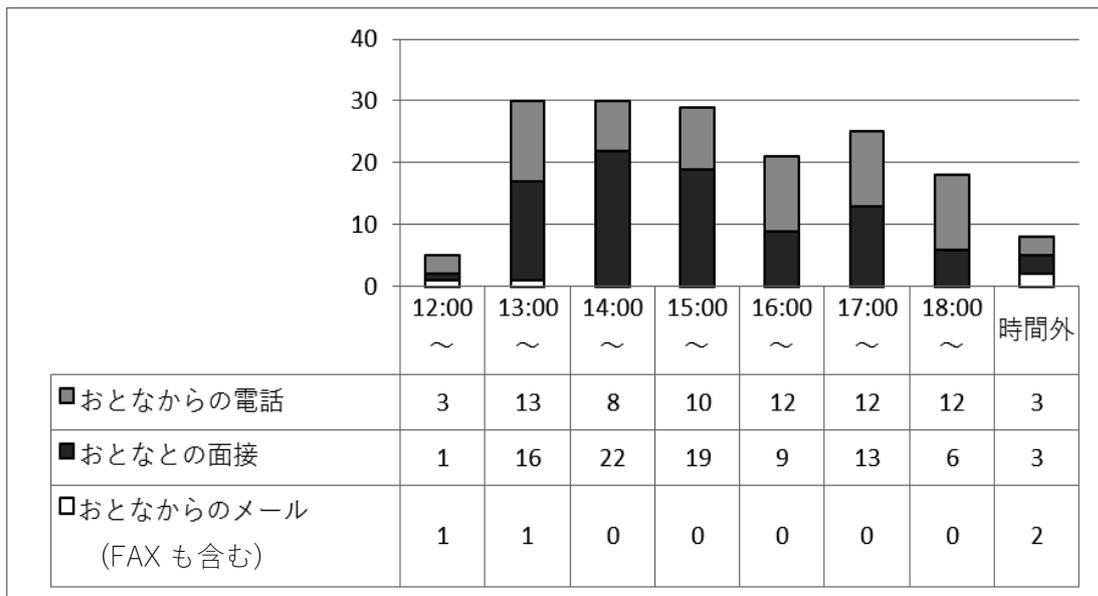
子どもとの面接時間帯が、12:00～15:00に多いのは、土曜日の面接が多いためです（出張相談を含む）。（図表 9・12）

相談時間終了後もメールや手紙・FAXによる相談が入ることがあります。また、関係機関との調整で相談時間終了後に動くこともありました。

【図表 9】平成 30 年度子どもの相談時間帯（延べ相談回数）



【図表 10】平成 30 年度おとなの相談時間帯（延べ相談回数）

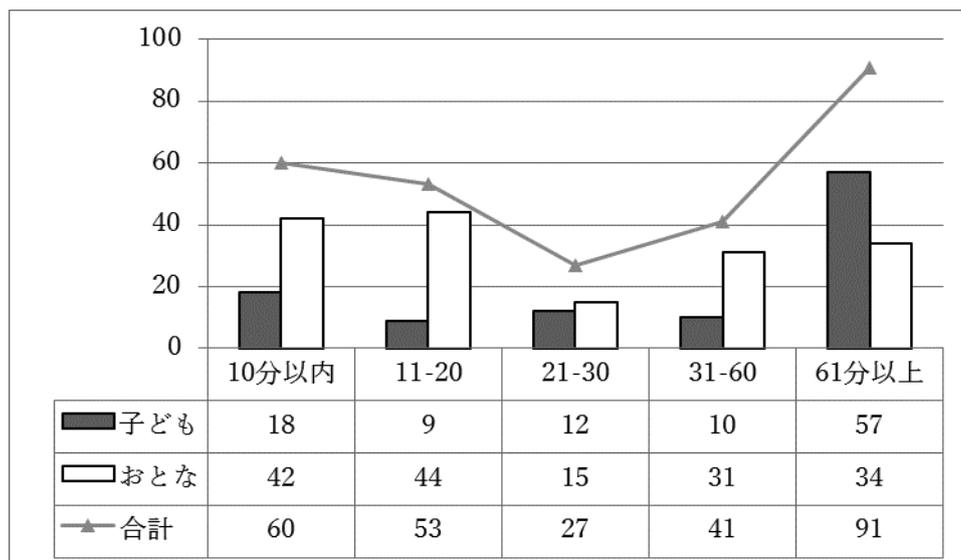


(注)「時間外」…火～金曜日の 13 時以前又は 19 時以降、土曜日の 12 時以前又は 18 時以降に入った相談。

(7) 相談所要時間

子ども本人との相談所要時間は、1 時間を超える場合が一番多くなっています。この傾向は平成 28 年度から続いています。(図表 11)

【図表 11】平成 30 年度子ども・おとなの相談所要時間（延べ相談回数）



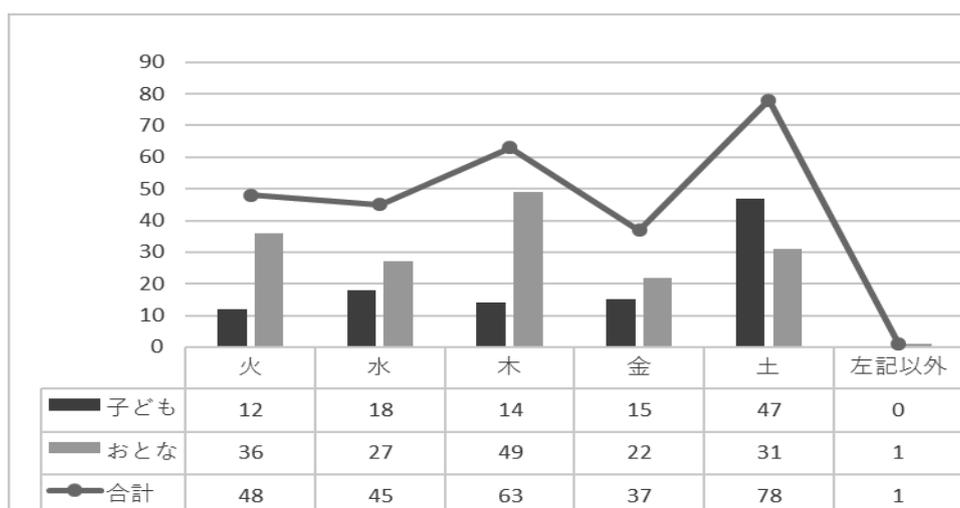
(注) メール・手紙・FAX による相談は、10 分以内の相談所要時間にカウント。

(8) 相談曜日

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」の開室時間帯は、火曜日
から金曜日までが午後1時から午後7時まで、土曜日が正午から午後6時
までとなっています。

平成30年度、相談を受けた回数が最も多いのは土曜日、次いで木曜日、
火曜日でした。(前年度は、火曜日、金曜日、木曜日の順でした。)(図表12)

【図表12】子ども・おとなの相談曜日(延べ相談回数)



(9) 対応

相談への対応は、基本的には、子どもの権利相談室「たじみ子どもサポ
ート」(ヤマカまなびパーク4階)でおこないます。より多くの相談を受け
られるよう、毎月「出張相談」を実施しています(旭ヶ丘児童センター、
太平児童センター)。平成30年度は、出張相談での延べ相談回数は25回
(9%、前年度15回6%)でした。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、解決の方法を一緒に探り、本人の中
から答えを見つけられるよう、助言することです。しかし状況によっては、
子どもの権利擁護委員が相談者と子どもに関わる関係者との間に入り、関
係性を調整することがあります。平成30年度は、擁護委員による調整が行
われた相談が4件(前年度6件)ありました。

多治見市子どもの権利相談室カード

たじみしこ けんりそうだんしつ
多治見市子どもの権利相談室

でんわしてね

たじみ子どもサポート

か きん ひる 1時～よる 7時
と ひる 12時～よる 6時

フリーダイヤル (通話無料)
0120-967-866

けいたい 携帯からもつながるよ



「ひとりじゃないよ、いっしょに話そう」

相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！

E-mail : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

たじみ子どもサポート 🔍 検索

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階

TEL:0572-23-8666 FAX:0572-23-8786



多治見市子どもの権利相談室リーフレット

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

たじみ子どもサポート



多治見市

どんなことを相談できる？

- いじめ
 - 友だちのこと
 - 仲間はずれいやがらせ
- 先生のこと
 - 不登校
 - 話を聞いてくれない
 - 先生の言葉や体罰で
 - きずついた
- 家族のこと
 - 家の中が
 - あもしろくない
 - けんかについていけない
 - 虐待
 - 食べ物がおい
 - ずいぶん
 - 罰が
 - 重なること

その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してくださいね。

そうだんしてからは どうなる？

相談する
電話で手紙で書いてメールで

子どもあとも相談できるよ
ひとりで悩まずに話してみよう

一緒に考える
「何ができるかな？」
「どうしたらいいかな？」
「どうしてほしいかな？」

解決
あなたの代わりに
保護委員が気もちや意見を伝えるよ

行動する
保護委員が関係する
人たちに話をしたり協力を
お願いしたりするよ

話をじっくり聴くよ
あなたの気もちや意見を
聴いて一番よいことを
一緒に考えるよ

詳しくはホームページを見てね。(子どものページがあるよ)

たじみ子どもサポート 🔍 検索



2 相談事例から

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」では、子どもの権利擁護委員を補助する立場で3名の相談員が、子どもの権利という観点から、子どもの最善の利益を最優先に日々相談活動を行っています。

解決のために何よりも大切なことは、子ども自身の思いです。子どもだからこそ、そのまっすぐな思いを尊重しながら、丁寧に寄り添っていくおとなの関わりが必要となってきます。

最近では、いつの時代でも変わらない子どもならではの相談のほか、社会の出来事に影響された相談もあります。

多岐にわたる相談に対応するためには、地域の情報はもちろんのこと、社会的な事件やニュースなど、今の子どもを取り巻く状況をいち早くしっかりと把握しておくことが大切となります。

平成30年度は、中学生や高校生本人からの相談が多く寄せられました。悩みに向き合いながら、何度も相談を重ねるうちに、自分の中の力に気づき、成長し乗り越えていく姿には、子どもの持っている可能性のすごさを感じます。

子どもたちからは、先入観で決めつけないでほしい、自分の経験を話されてもどうしたらいいか、話をしているのに否定しないでほしい、意見を押しつけたくないなどの声が聞こえてきました。子どもたちは本当によく考えています。どれも、自分の言う通りにしてほしいということではありません。まずは話を聴いてほしい、自分を尊重してほしいという思いがあふれていました。

今が苦しい時には先は見えてきません。今を認められると未来が見えてきます。

今年度、まさにそんな未来にむかって一歩を踏み出した本人の声を紹介します。子どもはやがておとなになります。今を生きる子どもの時を経て、これから素敵なおとなになるべく、歩みをすすめていくことを心から願ってやみません。

<相談者より>

私は小学4年から高校卒業までの9年間相談室にお世話になり、学習面・生活面・精神面など困ったことがある度、相談室に行きました。

私は小中と不登校の時期があり、家庭でもいろいろあって精神面も肉体もボロボロでした。人間関係ももちろん信用できない状態でした。

そんな時、相談員さんに出会いました。親や先生には話すこともできない悩み、時には楽しい話など、時間をかけていろいろな話をしました。

相談員さんも一緒に悩んでくださり、アドバイスもくれたおかげで学校生活も家庭生活も落ち着いて過ごせることが多くなりました。

学習面も不登校になってた分、わからないことばかりで高校に入ってから苦勞しましたが、そんな時相談室に行き、わからない事があったら教えてもらったり、課題提出の期限がぎりぎりだったら、徹底的にスケジュールをまとめてくださったり、ほんとに嬉しかったです。

私は、相談員さんのおかげでここまで成長できたし、いろいろな人に支えてもらって成長ができました。

もちろん過去には大変な時期もありました。でも卒業して気付いたことがたくさんあります！

学校や家庭でいろいろあった理由も原因は人と向き合えていないからです。私は卒業してからすごく後悔しました。

“なんでちゃんと向き合わなかったんだろう”と。

家でも高校に入るまでは気付かなくて、終わりがけに家庭でも穏やかに生活できるようになりました。

家族ともそのころは話せませんでした。今では近況報告したりなど日常会話ができるようになり、相談しあったりしています。

この9年間、相談室に来て学習面・生活面・精神面のケアができ、周りの人とも会話ができるようになったので、すごく相談員さんには感謝しています。

3 救済の申立ての状況

平成30年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のようです。

救済申立て案件一覧 (平成16年4月～平成31年3月)

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請*1 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告*2
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請*1 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～調査 4月～調整 8月 勧告*2
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告*2
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～調査 5月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 出張相談

平成 30 年度は昨年度に引き続き、旭ヶ丘児童センターにおいて、毎月第 2 土曜日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、太平児童センターにおいて、毎月第 4 土曜日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、「出張子どもの権利相談」を実施しました。相談は、両児童センターで 25 回ありました。

「児童センターは、子どもたちが元気に遊ぶ所だから相談しないのでは？」と思われる方がいるかもしれません。

相談員は、月に 1 回定期的に訪問して子どもたちと顔を合わせ、一緒に時を過ごし、遊びを通して関係を作っていきます。子どもが何かあった時に安心して話をしてみようと思える間柄になっていくには時間が必要です。何回か顔を合わせるうちに、相談員が来るのを待ってくれるようになるのです。また、そこで出会ったお母さんたちに相談室のことを伝えたところ、後に相談に繋がったという事もありました。

平成 30 年度には、子ども本人からは家庭や学校や友達について、母親からは、子育てに関する悩みの相談があり、子ども施設関係者からは、子どもに対する関わり、支援についての相談がありました。

出張相談の場面では、子どもたちは、学校とは違う顔を見せています。目の前の子どもたちの何気ない一言に、きちんと反応できる感度があるかどうか、子どもの思いをしっかりと受け止め関わる、そう言った感覚を相談員として大切にしています。

5 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第 18 条に基づき、平成 29 年度子どもの権利擁護委員活動報告会を次のとおり開催しました。

日時：平成 30 年 7 月 30 日（月）13：30～15：30

場所：多治見市役所本庁舎 2 階 大会議室

内容：

1. 多治見市子どもの権利擁護委員平成 29 年度活動報告会



多治見市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 坂崎 芳範
擁護委員 安藤 友美
擁護委員 伊藤 健治

2. 講演「気づいていないかも…子どもの気持ち」
講師 岡崎 勝 氏



6 広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員と相談員は、平成30年度に以下の広報・啓発活動を実施しました。

- ① 5月から6月にかけて、相談員が市内全小・中・高等学校26校を訪問し、学校職員と児童・生徒全員に子どもの権利相談室カード、1年生を対象に子どもの権利相談室リーフレットを配布しました。また、全幼稚園・保育園も訪問し、年中児（保護者）を対象に子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布しました。

加えて6月後半には、市内の子ども達も多く通っている市外の2高校にも相談員が出向き、子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布しました。

また、10月から12月にかけては、相談員が小規模保育所・通信制高校にも訪問し、子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布し、職員との情報交流を実施しました。子どもの権利擁護委員3名も一部同行し、市内の子どもたちについての情報を確認しました。

2月には、子どもの権利擁護委員と相談員で適応指導教室（さわらび学級）を訪問し、子どもの権利相談室リーフレットと子どもの権利相談室カードを配布するとともに、職員との情報交流を実施しました。

- ② 地域コミュニティーラジオ
“FMピピ”に出演（7月・1月）

子どもの権利擁護委員と相談員が
広報を行いました。



広報紙コラム「子どもの権利を考えよう」

子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室

「たじみ子どもサポート」から

問 子どもの権利相談室

TEL 23-8786



シリーズ Vol.102

開室15年目の子ども権利相談室「たじみ子どもサポート」には、これまでたくさんの方の相談が寄せられてきました。今回は子どもたちから受け取ったメッセージをお伝えします。

SOSに気付いてほしい

子どもは困ったらすぐに相談するとは限りません。特に、年齢が高くなるにつれ、周りの状況を感じ取って行動するようになります。「こんなことを言ったらおとなを困らせてしまうのでは」「忙しそうだから」「などを理由に言い出せない子どもからは、いつもと違うサインが出てくるかもしれません。」

話をちゃんと聴いてほしい

子どもが話している時は、おとなは話を折ることなく、最後まで聴いてください。おとなが子どものための思いつき行動しても子どもから「言っても聴いてくれない」「だれも分かっていない」といった言葉が聞かれます。これらの言葉は、子どもの思いや願いと、

おとなの考えとのズレを気づかせてくれます。子どもの声に耳を傾けると、子どもの思いが見えてきます。

分かっただけでいい

子どもは、近くで自分の思いを受け止め、尊重し寄り添ってくれる人を求めています。言う通りにしてほしいということではありません。今のその思いをただ分かっただけでいいのです。気持ちを共有できず人との出会いは、自分の力に気づき解決へ向かう大きな後押しになります。

1人ではどうしていいか分からない時、誰かと一緒に考えて、発見できることもあります。また、話をすると気持ちも軽くなります。誰かに相談すればよいか迷ったら「たじみ子どもサポート」を活用しましょうか。

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう



子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室

「たじみ子どもサポート」から

問 子どもの権利相談室

TEL 23-8786



シリーズ Vol.103

誰かに必要とされていると感じることや、感謝されることはうれしいですね。子どもたちにとっても、自分が必要とされることに喜びを感じるのと同じです。子どもたちはこのような経験を重ねることで、「自己有用感（自分が誰かの役に立っていると感じられる気持ち）」を身につけます。

皆さんの日常生活を振り返ったとき、子どもたちが「必要とされている」と感じるのとはどのような場面でしょうか。イメージが難しいかもしれませんが、家族や担任の先生など身近なおとなから「助かったよ」「ありがとう」「うれしいよ」などの言葉をかけてもらうだけでも、子どもたちは「私が必要とされているんだ」と温かい気持ちになれるのではないのでしょうか。

また、子どもたちの考え方を「そうだね」と認めることも、「自己肯定感（自分を大切にできる気持ち）」を

高めることにつながるそうです。家庭、学校、児童館などどのような場所であっても、周りの人から認められることや必要とされていることを感じ、自信がついていくのだと思います。

子どもたちの「自己有用感」「自己肯定感」を高めるために、どんな小さなことであっても、素直な気持ちを言葉に込めて相手に伝えることも大切だと思います。まずはおとなである私たちが、子どもたちの考え方を認め、感謝の気持ちを伝える言葉かけをしてみませんか。

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう



- ③東海地区「子ども条例」ネットワーク総会 多治見市にて（9月）、2018年度学習会 名古屋市にて（3月）
 子どもの権利擁護委員と相談員が参加しました。



- ④「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像（2月）
 子どもの権利擁護委員と相談員が参加しました。



- ⑤多治見市市民児相サービス懇話会にて広報活動（2月）
 子どもの権利相談室についての広報とともに、市内の心身障がい児、障がい者の保護者や本人から直接声を聴かせていただき、相談活動に生かしています。

Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての1年間の活動を振り返って

「子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
安藤 友美
(弁護士)



多治見市子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、子どもの救済や回復のために助言や支援をします。単なる相談を超えて救済申立を受けた場合には、権利の侵害かどうかの事実調査をし、子どもの権利を侵害している場合にはその機関や相手に対し勧告、是正要請をすることができます。

救済申立てまでいなくても、学校などの子ども施設との間に入って事実上の調整を行うことがあります。子ども施設の関係者との意思疎通がうまくできないような場合に権利擁護委員が間に入って対応の改善につながるよう活動します。事実上の調整を行うことはたびたびあり、平成30年度の調整は4件でした。

調整を通じて見えてくることは、親も関係者もそれぞれ仕事や業務に忙しく子どもの気持ちをくみ取る余裕がないことです。また、こうすることが正しいと自分たちの行動を正当化していると思われる場合もあります。子どもの話を聞こうとしても、その気持ちが子どもに伝わっていない場合もあります。

他方、子どもは、親や子ども施設のおとなに対して、自分の本当の気持ちや、どうしてほしいのかをなかなか伝えることができないことがあります。どうしたらいいのかわからないこともあるでしょう。子どもは、おとなが思う以上におとなに気を遣っています。おとなに嫌われたくないという気持ち、本音を言うことで親を傷つけるのではないか、後からおとなに怒られるのではないかという不安、本音を言っても何も変わらないという諦めの気持ちもあるかもしれません。

私たちは第三者として子どもの気持ちに寄り添い、子どもが困っていることをなんとか改善したいと思って活動しているのですが、思うように行かないこともあります。それでも、親でも関係者でもない、第三者が子どもの側に立って子どもの気持ちを受け止めて状況を変えようとするには大きな意味があると思います。

虐待、いじめなど心を痛める事件が後を絶ちません。様々な原因が考えられると思いますが、私は人と人との関わりが希薄になっていることが特に気になっています。生活が便利になり、人に頼らなくても生きていけるからかもしれません。人と関わることで被る面倒を避けたいという気持ちが働いているのかもしれません。色々と忙しくて人と関わる暇がない人もいるでしょう。しかし、もっと人との関わりを求めてもいいのではないかと思います。もっとお節介があってもいいのではないかと感じます。お節介をする、されることで、人は人間らしく生きていけるような気がします。

「子どもの声に寄り添い関係性を修復する権利擁護活動」

多治見市子どもの権利擁護委員
伊藤 健治
(東海学園大学教育学部 准教授)



2018年(平成30年)4月から多治見市子どもの権利擁護委員となりました。子どもの権利相談室での活動を通して改めて感じることは、子どもの声を聴くことの大切さとその難しさです。おとなは子どもの幸せをおとなの目線から考えてしまいがちです。相談室に寄せられる事案でも、おとなの思いがすれ違ってトラブルが生じていることが少なくありませんでした。そこで、1989年に国連で採択されて30周年の節目を迎える子どもの権利条約の理念に立ち返って、子どもの声を聴くことについて考えてみたいと思います。

子どもの権利条約が画期的であった理由は、子どもを権利の主体として明確に位置付けたことにあります。つまり、それまではもっぱら保護の対象と考えられてきた「子ども観」を大きく転換して、子どもも私たちと共に生きる社会の構成員であって、固有の人格を持った存在であることが示されました。子どもの権利条約では、第3条で、すべてのおとなが「子どもの最善の利益」を考慮しなければならないことが基本原則として示されています。また、第12条では「意見表明権」として、子どもに影響を与えるすべて場面で子どもの意見が尊重されなければならないことが定められています。

このような条約の理念を踏まえると、子どもの権利が保障された社会とは、学校・家庭・地域など子どもが過ごすあらゆる場所で子どもの意見が尊重される社会です。しかしながら、実際には、おとながしっかりと耳を傾けていなければ、子どもの声や意見を受け止めることはできません。子どもの声を聴くためには、自由に話せる場所をつくったりして、子どもが考えをまとめる手伝いをしたり、おとなが工夫しながら子どもの力を引き出していくことが必要になります。だからこそ、子どもを取り巻く環境を整備することが必要であり、特に子どもと親密にかかわるおとなとの豊かな関係性が大切になります。

多治見市子どもの権利相談室では、子どもの声を聴きながら、子どもの権利侵害に対する救済・回復を支援することを役割としています。権利擁護活動における最優先の課題は、子どもの小さな声(SOS)をキャッチして、子どもの生命を守ることです。そのためには、子どもの権利や相談室について多くの子どもたちに知ってもらい、どのような不安や悩み・困りごとでも、安心して相談できる場所があると認識してもらうことが大切だと考えています。

それと同時に、子どもの気持ちに寄り添い、子どもが自分の意見を周りに伝えられるよう支援することで子どもを取り巻く関係性を修復していくことも重要だと考えています。権利擁護活動では、子どもの声(時には声にならない思い)を丁寧に聴くことで、子どもの最善の利益につなげていくことが大切です。このことを常に意識して、子どもを支えるおとなと連携しながら、子どもを取り巻く関係性がより豊かになるように努め

おわりに

おとな（親）からの相談は、子どものおかれている状況を心配し、一刻も早く改善したいという思いと共に、子どもを信頼しているという思いが伝わってきました。

子どもと話をすると、大変つらい思いをしているという話をしながらも、まわりのおとなへの信頼感を失わず、話すことができていました。

早速、関係機関に子どもの思いを中心に伝え、これからの配慮の方法などを話し合うことができました。相談内容は深刻であり、今後も継続的な指導や配慮が必要ですが、子どもとまわりのおとなとの信頼関係があることで、早く良い方向に向かうのではないかと思います。

これからも、子どもが困り、助けを求めてきた時に、子どもの求める力になれる、信頼を寄せることのできる活動になるように努力を重ねたいと思います。

今年度は、子どもの権利擁護委員 1 名の交代がありました。松原信継擁護委員の後任として、伊藤健治擁護委員が就任しました。また、平成 30 年度末をもって、安藤友美擁護委員が退任なさいました。

今後も、子どもをとりまく関係機関との相互理解と良好な連携が大変重要です。新しい擁護委員、相談員共々今後ともよろしくお願い致します。

第 3 次多治見市子どもの権利に関する推進計画(平成 29 年度～平成 36 年度) 施策の方向 1 子どもの生命、安全を守る支援・救済体制の充実【推進施策 3 相談機関の広報の充実と、安心して相談できる体制や環境の整備】にあるように、次年度も「子どもの権利相談室」に対する、子どもやおとなの認知度をあげるように啓発の時期や方法の見直しを進め、より身近な相談室となるよう努力していきたいと思います。

引き続き関係機関のご理解・ご協力・ご支援をよろしくお願い致します。

平成 30 年度

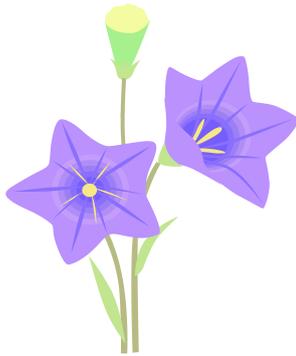
多治見市子どもの権利擁護委員 坂崎芳範
安藤友美
伊藤健治

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

ききょう



つつじ

多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年 9 月 25 日
条例 27 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条―第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条―第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条―第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくこ

とや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にできる気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていきけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どものたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員(以下「子ども施設関係者」といいます。)は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身によ

る学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者は、虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、虐待の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報

の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護

委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行があると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係

者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第 17 条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第 18 条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第 19 条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第 20 条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10 人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第 21 条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第 22 条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報

告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第 7 章 雑則

(委任)

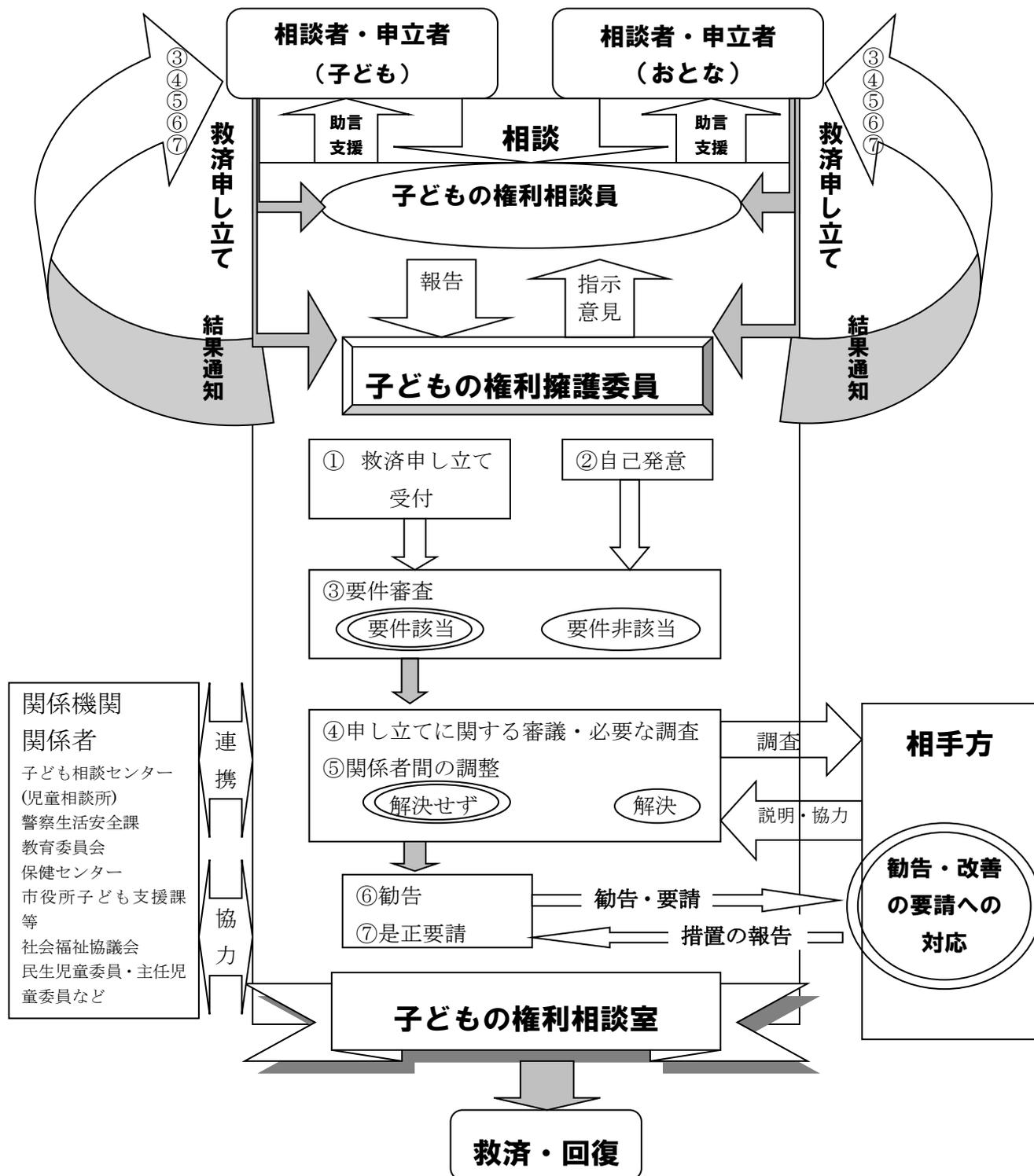
第 23 条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。（平成 15 年規則第 86 号により、平成 16 年 1 月 1 日から施行。ただし、第 13 条第 3 項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成 15 年 12 月 19 日から施行）

(省略)

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいと言うこと。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- *擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

平成 30(2018)年度子どもの権利擁護委員

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	安藤 友美	弁護士	平成 28 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部	平成 30 年 4 月 1 日～

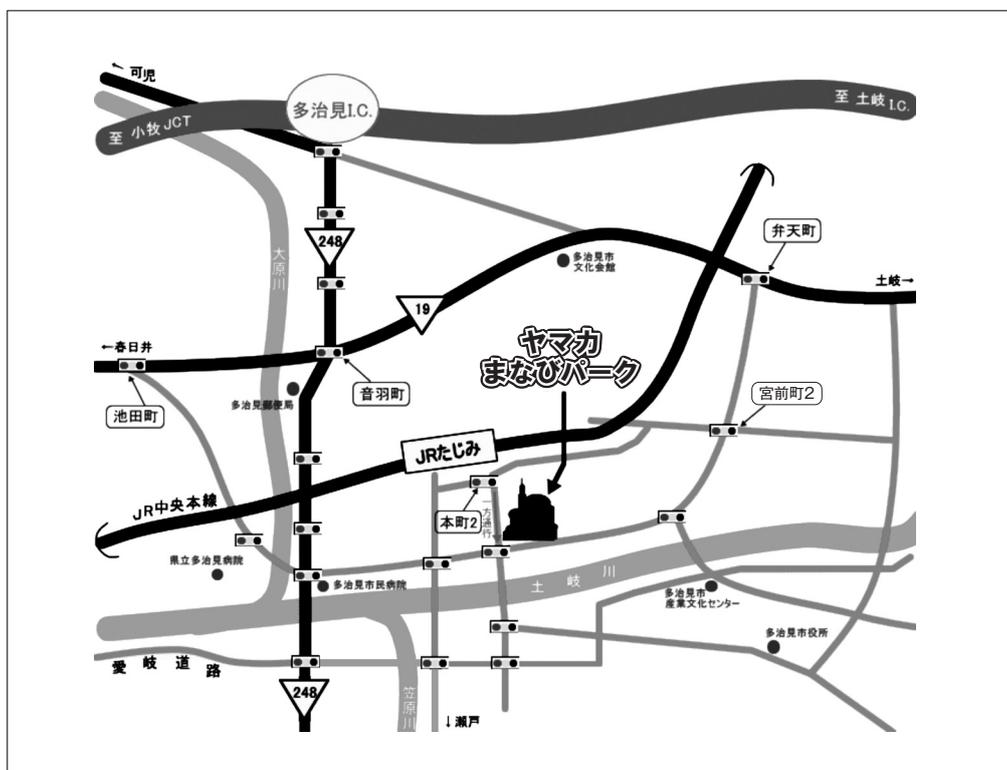
令和元(2019)年度子どもの権利擁護委員

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等	在 任 期 間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部 准教授	平成 30 年 4 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	坂崎 芳範	元学校長	平成 29 年 7 月 1 日～
子どもの権利擁護委員	水野 将也	弁護士	平成 31 年 4 月 1 日～

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

平成30(2018)年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
令和元(2019)年6月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
電話/FAX：0572-23-8786
フリーダイヤル：0120-967-866
メール：kodomom@gp.city.tajimi.gifu.jp



環境にやさしい大豆インキを使用しています。●作成費用：52,920円 ●作成部数：350部